

理事の職務権限規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下「本会」という。）定款第28条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本会が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会長及び副会長の選定)

第4条 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち3名を副会長とする。

(会 長)

第5条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 副会長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理執行する。

理事の職務権限規程

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年5月20日から施行する。